

平成21年8月5日

平成21年

第2回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 第五・第六委員会室

平成21年第2回教育委員会臨時会会議録

平成21年8月5日午後2時大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

野口和矩	委員	委員長
櫻井光政	委員	委員長職務代理者
渡邊盛雄	委員	
高山美智子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育総務部長	金澤 彰
教育地域力推進担当部長	金子 武史
教育総務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄根 幸
施設担当課長	石井 一雄
教育事務改善担当課長	福本 英也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	小泉 邦雄
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴木 邦夫
副参事	内野 雅晶
社会教育課長	榎田 隆一
大田図書館長	平野 秀康

計 11 名

3 教科用図書調査委員会からの資料報告に出席した関係職員

指導課 統括指導主事	菅野 哲郎
指導課 統括指導主事	田谷 至克
指導課 指導主事	早川 隆之
指導課 指導主事	伊藤 康次
指導課 指導主事	鈴木 富雄
指導課 管理係長	大泉 勝行
指導課 主任主事	遠藤 素子
教育総務課 経営計画担当係長	青木 良二
教育総務課 庶務係	吉田 智子

計 9 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 野口和矩

○委員長

ただいまから平成 21 年第 2 回教育委員会臨時会を開催する。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。

本日は、中学校教科用図書採択の審議を行うため、大田区教育委員会会議規則第 13 条により関係職員等の出席も求めている。

また、定員を超える傍聴希望者がいる。これは、教科書採択への区民の関心が高まっているためだと思われる。私としては、区民の関心に応え、公平・公正な「開かれた教科書採択」を行うために、大田区教育委員会傍聴規則第 5 条ただし書きにより、本日の臨時会における傍聴人の定数を 50 名に増員し、定刻までに傍聴を希望した方に傍聴を許可したいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

○委員長

それでは、審議に入る。

なお、大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されている。協力をお願いする。

次に、会議録署名委員に渡邊委員を指名する。

日程第 1 平成 22 年度使用大田区立中学校教科用図書採択について

○委員長

平成 22 年度使用大田区立中学校教科用図書採択の審議を行う。

前回、第 7 回定例会にて教科用図書調査委員会 峯岸委員長から報告書の説明を受けた。各委員には、教科用図書を読んでいただくとともに、報告書及び区民・学校意見を参考に、真摯に調査・研究を進めていただいたと思う。

今回の教科用図書採択の大きなポイントは二つある。

一つは、昨年度実施した小学校使用教科用図書採択と同様に、今回採択する教科用図書は平成 24 年度に新学習指導要領が完全実施されるまでの 2 年間のみの使用となること。もう一つは、「社会(歴史的分野)」で文部科学大臣の検定を経た教科用図書が 1 点追

加になったが、それ以外の 15 種目については 4 年前の採択時と同じ教科用図書であることである。

私としては、「社会(歴史的分野)」を除く 15 種目については、昨年度の小学校教科用図書採択と同様に一括審議とし、その後に「社会(歴史的分野)」について単独で審議したいと考えるが、いかがか。

○櫻井委員

委員長の考えに賛成である。

「社会(歴史的分野)」を除く 15 種目の教科用図書については前回とまったく変わっていないので一括審議するというのでよいと考える。調査報告書も前回のものを使用しており、新たな資料としては、この 3 年間使用してどうであったかという意見である。私は、「社会(歴史的分野)」は別に審議し、その他の種目は一括審議することに賛成する。

○教育長

数学と理科については、すでに平成 21 年 4 月から新しい学習指導要領の内容が一部先行実施されている。改正教育基本法の内容を教員一人ひとりが十分に理解し、新学習指導要領に基づく教育課程の準備に学校が全力を傾注できる体制づくりも教育委員会の責務であると考えます。

現在使用している教科用図書に問題があり、新たな教科用図書を採択すべき明白な理由があるならば採択替えを躊躇すべきではないと思う。しかし、そうでなければ採択替えをすることは、新たに学校が指導計画を作成し、新しい教科用図書に対応するための指導教材をつくるなど、新たな授業づくりに取組まなければいけないという負担が発生する。従って、このことを十分考慮しなければならないと考える。つまり、新しい教科用図書に対応する一方で新教育課程への移行準備をすることとなり、二つの課題への対応が必要となる。

結論としては、私も教育課程への円滑な移行を考え、現在使用している教科用図書に特に問題がないのであれば、この 3 年間に積み上げられた授業の成果や課題が活かされる形で採択されるべきだと考える。櫻井委員と同様に、「社会(歴史的分野)」以外の 15 種目については、学校意見を参考に審議すればよいと考え、野口委員長からの提案のように一括審議で良いと思っている。

○委員長

ほかに意見はないか。

○渡邊委員

私も、委員長の意見に賛成する。

○高山委員

私も同じ意見である。

○委員長

では、「社会（歴史的分野）」以外の 15 種目については一括審議とし、その後に「社会（歴史的分野）」についての審議を行う。

○委員長

「社会（歴史的分野）」を除く 15 種目の審議に入る。「現在使用している教科用図書に関する学校意見」をご覧いただきたい。

ほとんどの学校が現在使用している教科用図書に「良い」または「特に問題はない」と肯定的な意見をあげている。

反対に否定的な意見や要望をあげている学校は、大田区立中学校 28 校の中で、国語が 1 校、地理が 2 校、公民が 4 校、英語が 2 校となっており、その他の種目では否定的な意見や要望はない。現在使用している教科用図書への学校の評価は高いと考えるが、いかがか。

○高山委員

学校意見のほとんどは肯定的なものであり、全体として現在使用している教科用図書に問題はないと思う。

しかし、公民では否定的な意見や要望が 4 件と他と比べると少し多く気になった。詳細を確認したところ「要点がまとまっていない」「使用しにくい」「写真が大きすぎ、本文が少ない」「具体的項目についての改善要望」という意見であり、この程度であれば、

現在使用している教科用図書を取り立ててだめだとは捉えなくて良いと考える。

○渡邊委員

公民については、I 者を評価する意見がある。I 者の文字量は多く、内容も充実しているが、限られた授業時数の中で学習するには、分量が多く子どもたちの負担が大きいのではないかと考える。G 者は文字量が少ない分、内容が精選されており、写真や図で視覚的にアピールできているので良いと思う。

○櫻井委員

基本的には、今の教科書を評価する声が多いと思う。I 者を評価する意見があるが、私も I 者の教科書は良いと思うが、今の教科書を変えなければいけないほど、強い声ではないと思う。同じ教科用図書でも使用する先生によって受け止め方は様々で、特に授業を進める上で大きな支障があるという指摘がなければ、現行の教科書でよいと思う。このような観点から、私は、どの種目も大きな問題はないと考える。

○委員長

学校意見について、他に意見はないか。

(「なし」との声あり)

○教育長

学校の意見は、現在の教科用図書を継続でよいとする意見が大半である。若干否定的な意見もあるが、教員が授業の中でバランスを取ることで対応できると思う。

○委員長

次に「区民意見について」をご覧いただきたい。公民を除くと、どの種目も肯定的な意見で占められている。公民については、P 者と O 者ともに肯定的な意見と否定的な意見が 1 件ずつ見られるがいかがか。

○櫻井委員

現在使用している教科用図書について、採択替えをしなくてはならないほどの強い主張はなかったと思う。私は、区民意見を受けて、変更する必要はないと考える。

○委員長

他に意見はないか。

○渡邊委員

区民意見を見て、賛否あるが、採択替えを強く主張している印象はなかったと考える。

○高山委員

熱心な区民の方の意見をたくさん寄せていただき読んだ。採択替えを必要とするほどの強い意見とは捉えなかった。

○教育長

私も現在の教科用図書の継続的な使用で良いと考える。

○委員長

皆さん、現在使用している教科用図書に特に大きな問題はないと捉えているということとでよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

続いて、「社会（歴史的分野）」についての審議を行う。「社会(歴史的分野)」の発行者は、前回の8者に1者が加わり、今回は9者となっている。先日の教科用図書調査委員会の報告を踏まえ、審議を進める。

○高山委員

先程、櫻井委員より「同じ教科用図書でも使用する先生によって受け止め方は様々だ」という意見があったが、私も同感だ。どの発行者の教科用図書でも良い面と課題になる面が必ずあると思う。

前回の採択の時も、歴史的分野の教科用図書では、A者、G者、I者で大変に悩み、私としては生徒自身が興味を持って自分でいろいろと調べてみる事が大切であるという考えのもと、「テーマ設定、調べ学習、考察、まとめ、見直す」など学習ポイントが

示されているA者の教科用図書がわかりやすいという結論になった。

今回、新たに検定を経た教科用図書も見て、改めて比較・検討したが、私個人としては、特に採択替えをする必要は感じていない。

○渡邊委員

私も、結論は、高山委員と同じである。

やはり、新たに検定を経た教科用図書とあわせ再度検討したが、新学習指導要領による教育課程への移行期間の中で、いま採択替えをする必要性はないと考える。学校や区民意見も踏まえた上での判断が必要となると思う。

○委員長

学校からは、現在使用している「社会（歴史的分野）」の教科用図書に対し、ほとんどの学校が「良い」または「特に問題はない」と肯定的な意見であり、否定的な意見の学校は1校であった。

また、新たに検定を経た教科用図書に対し12校が否定的な意見をあげている。いかがか。

○渡邊委員

現在使用している歴史的分野の教科用図書についての学校意見は肯定的なものが多く、問題はないと思う。しかし、現在使用している教科用図書以外では、Q者の文字のポイント数が小さいとの指摘が複数あり、同時に背景に色を付けているせいもあるかと思うが、確かに他者と比較して明らかに小さく、読みづらい感じがした。

○委員長

学校意見について、他に意見はないか。

（「なし」との声あり）

○委員長

次に「区民意見について」の意見はないか。

○櫻井委員

区民意見では、O者とQ者に対する意見が突出して多かったが、O者については否定的な意見のみ、Q者については否定的な意見と肯定的な意見があった。O者とQ者は内容が似ており、現在の教科用図書と替えなければいけないというものではないと考える。

○委員長

区民意見について、他に意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは種目「社会（歴史的分野）」について各委員の最終的な考えを伺う。

○高山委員

先程も述べたが、私としては新学習指導要領の移行期間の2年間に使用する教科用図書であることを踏まえ検討した結果、特に採択替えをする必要はないと考えている。A者を推薦したい。

○渡邊委員

私も、高山委員と同じである。

学校や区民の意見も踏まえ、特に採択替えの必要はないと考え、A者を推薦する。

○櫻井委員

前回の教科用図書採択時の資料を読み返したが、それぞれの委員が数者の教科用図書で悩み、結果的にほとんどの委員がA者を推薦し、現状の教科用図書となった。新たに検定を経た教科用図書にも目を通し比較したが、あえて残り2年間慣れ親しんだ教科書でないものを採択しなければならないほどの強い必要性は感じられなかった。

○教育長

私も現在使用しているA者の教科用図書を継続するという意見である。現在使用している教科用図書と新たに検定を経た教科用図書を重点的に比較してみた。現在使用している教科用図書にも単調な記述やある項目について物足りない印象を否めない。例えば、生類憐れみの令の解釈では、徳川綱吉は非情の愚かな人物で暴君とあるが、果たしてそれでよいのかという議論もある。とは言え、新たな検定教科書にも同じような疑問点が

あり、これまで3年間積み上げられてきた授業の成果や課題を活かして、平成24年からの新学習指導要領への円滑な移行を考えると、現在使用している教科用図書を継続することに落ち着かざるを得ない。今後2年間の様々な議論の経過を経て、より良い教科書が作られることを望んでいる。

○委員長

私も、皆様同様、現行の教科用図書を採択することが、学校現場で働く教職員にとっても、大田区の子どもたちにとっても、一番良いと思う。

それでは、審議のまとめを行う。

平成22年度使用大田区立中学校教科用図書採択にあたっては、平成24年度から完全実施される新しい学習指導要領による教育課程への円滑な移行を踏まえ、また調査委員会報告書・学校意見・区民意見を尊重し、十分に検討した結果、現在使用している教科用図書を継続して使用していくとまとめてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

これで平成22年度使用大田区立中学校教科用図書の審議を終了する。

これより議案作成のために10分間の休憩とする。

日程第2 議案審議

○委員長

本日審議し、追加議案となった中学校教科用図書に関する第85号議案から審議する。第85号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第85号議案 平成22年度使用大田区立中学校教科用図書の採択について説明する。

平成22年度使用大田区立中学校教科用図書については、7月22日の第7回教育委員

会定例会において教科用図書調査委員会委員長から調査報告について説明を受け、本日審議した。本案を議案として提出し、平成 22 年度使用大田区立中学校教科用図書の採択をお願いする。中学校教科用図書の一覧については、次のとおりである。

平成 22 年度使用大田区立中学校教科用図書

種 目	発行者	書 名
国 語	光村図書出版	国語
書 写	学校図書	中学校書写
社 会 (地理的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 地理
社 会 (歴史的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社 会 (公民的分野)	教育出版	中学社会 公民 とともに生きる
地 図	帝国書院	新編 中学校社会科地図 初訂版
数 学	東京書籍	新編 新しい数学
理 科 (第一分野)	東京書籍	新編 新しい科学 1 分野
理 科 (第二分野)	東京書籍	新編 新しい科学 2 分野
音 楽 (一般)	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 (器楽合奏)	教育出版	中学器楽 音楽のおくりもの
美 術	日本文教出版	美術
保健体育	学研教育みらい	新・中学保健体育
技術・家庭 (技術分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 技術分野
技術・家庭 (家庭分野)	東京書籍	新編 新しい技術・家庭 家庭分野
英 語	東京書籍	NEW HORIZON English Course

○委員長

平成 22 年度使用大田区立中学校教科用図書について、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第 85 号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定する。

次に、第 84 号議案について、事務局職員に説明を求める。

○教育総務課長

第 84 号議案 学校教育法附則第 9 条の規定に基づく平成 22 年度特別支援学級使用教科用図書の採択について説明する。

大田区教科用図書採択要綱第 14 条には、「区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。2 前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会が審議し、適切と考える教科用図書を教育委員会へ報告する。」とある。

なお、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択期間については、児童・生徒の実態に、より一層対応した教科用図書を選定するために、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条」の規定からは除外されており、4 年間によらず採択している。

教科用図書の選定については、指導課長から説明をする。

○指導課長

特別支援学級で使用する教科用図書の選定について説明する。

各設置校の児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容、文字、表現、挿絵、取り扱う題材であること、可能な限り、系統的に編集されており教科の目標に沿う内容をもつこと、特定の教材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、

参考書的図鑑類、問題集等は除くといった観点のもと、特別支援学級設置校の校長会が、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料、各設置校の意見を踏まえたうえで、適切と考える教科用図書として選定した。

また、報告された図書の一覧は別紙のとおりである。

○委員長

学校教育法附則第9条の規定に基づく特別支援学級用の教科用図書についての意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第84号議案を原案どおり決定する。

今回採択された教科用図書をこれから2年間有効に使用してもらい、大田区の児童・生徒の学力を高め、能力を引き出す教材として役立ててほしい。

また、児童・生徒が教科用図書を丁寧に扱うことを通して、物を大切に作る心を育ててほしいと思う。

これをもって、第2回教育委員会臨時会を終了する。

(14時43分閉会)